

高松地方裁判所委員会（第17回）議事概要

1 日 時

平成21年2月12日（木）午前10時～午後零時

2 場 所

高松高等裁判所大会議室

3 出席者

（委員）菊池則明，木原光治，木村斉，佐藤武彦，玉置俊二，堀井茂，宮脇初恵，山下隆資（五十音順，敬称略）

（事務担当者）坂本事務局長，松井総務課長，藤本総務課課長補佐

（説明者）松本民事首席書記官，松尾刑事首席書記官

4 議 事（■委員長，○委員，●事務担当者・説明者）

(1) 模擬選任手続体験等

意見交換に先立ち，法曹関係者以外の委員4人に裁判員役として，裁判員の模擬選任手続（受付，オリエンテーション，質問手続，選任告知，説示・宣誓）を体験していただき，その後，裁判員裁判関連施設（候補者待合室，質問手続室，裁判員裁判用法廷，評議室）を見学していただいた。

(2) 意見交換

■ 裁判員等に対する裁判所の対応のあり方（特に，接遇面）について御意見を伺いたい。

○ 候補者待合室にBGMが流れており，リラックスできる雰囲気であった。

当日用質問票は，問1から問3まであり，担当職員から，最初にまとめて質問事項について説明があったが，1問ごとに説明して記入させる方が分かりやすい。

○ 当日用質問票問3の「あなた又は家族などの身近な人が今回の事件と同じような犯罪の被害にあったことがありますか。」の「身近な」の範囲について質問が出ると思われるので，予め回答を準備しておいた方がよい。

○ 「身近な」の範囲については，その人が公平な判断をするのに疑義が生じると考えれば，特に一律の基準等を考えずに，その事情を記入していただくことで差し支えないのでは。

■ 選任手続での職員の対応はどうだったか。

○ 言葉遣いが丁寧であった。オリエンテーションでは，担当職員が一人で説明役とパワーポイント操作役を務めていたが，二人で行う方がよりスムーズに運ぶのではないか。

■ 選任手続の説明として，今回のように最高裁判所作成のDVDを上映する方法と，担当職員の口頭説明による方法とでは，どちらが望ましいか。

○ オリエンテーションで説明を担当した書記官は少し緊張しているように見受けられた。本番では余計に緊張するであろうから，そういう点では冒頭にDVDを視聴させるのはよいと思う。

○ 候補者待合室に大勢の人が入り，前席の人が大柄であったりすると，DVDのモニターが見づらいと感じるので，モニター位置を考えてみてはどうか。

■ 質問手続では順番を待っていただく時間があったが，そのとき気付いた点はないか。

○ 最初に湯茶を準備している旨のアナウンスがあったが，裁判員候補者の様子を見て，途中でもう一声掛けた方が，サービスが行き届いているように思われる。

- 待ち時間に、裁判員制度広報用映画のDVDを放映したことについてはどうであったか。
- DVDが流れていると、自然と目が行く。待ち時間が1時間くらいあるのであれば、DVDを流した方がよいと思う。
- 質問手続での裁判所側の対応はどうであったか。
- 面接試験を受けているように感じて緊張した。裁判長が質問することになっているのかも知れないが、女性裁判官もいらしたので、その方から「何かご不安な点はないですか。」などと声を掛けてもらおうと、特に女性の裁判員候補者は話を切り出しやすいのではないか。
- 裁判員を誰にするか決めるための面接試験をしているのではないということは理解していただけたか。
- オリエンテーションでも説明があったので理解しているつもりだったが、面接試験のような雰囲気でも頭が真っ白になった。目の前でくじ引きされるわけではないので、どうしても抽選で選ばれた感じがしない。
- 抽選は、コンピュータのシステムを用いており、抽選手続には、裁判官の他に検察官と弁護人も立ち会うので、公正性は担保されていると思う。
- 当事者側（辩护人）から言えば、質問手続において裁判員としては公正を欠くと判断した場合には、不選任の請求をせざるを得ない。
- 出頭した裁判員候補者が名前ではなく「1番」「2番」というように番号で呼ばれることについては、市役所等の窓口でも番号で呼ばれており、特に違和感はない。
- 候補者待合室の設備面についてはどうであったか。
- 少し寒く感じた。裁判所は、紛争を抱え、精神的にも不安定な人が来る場所であるので、CO2対策も大事だが、せめて室温設定等環境面はもう少し柔軟な運用をしても、世間の批判は免れるのではないか。
- 室温については、裁判員裁判だけでなくそれ以外の通常の法廷等でも検討されてよいのではないか。
- 質問手続では、集団質問が可能な場合は集団質問を行い、プライバシーの観点から個別質問が必要な場合は個別質問を行うなど柔軟な運用をすることを考えているが、その他に裁判員候補者の緊張をほぐすようなアイデアはないか。
- 質問手続では緊張していて、終わって部屋を出ても、元の候補者待合室の位置さえも分からなくなる。部屋を出たところに職員が待機していて、「お疲れ様でした。こちらへどうぞ。」等の笑顔の声掛けが大切だと思う。
- 「呼出状」という表記には、権威的なものを感じるもので、改められないものか。
- 裁判員法が「呼出状」という表記をしていることから、当該表記にしている。ただ、表記によって、その中味が左右されるわけではないので、「お知らせ」や「ご案内」等の表記にすることも検討したい。
- 質問手続室のブラインドは下ろし、外の建物から中が見られないようにすべきである。

5 次回予定

平成21年6月25日（木）午前10時から2時間程度
 （場 所）高松高等裁判所大会議室（6階）
 （テーマ）「裁判員裁判報道のあり方について」